

賃貸保証サービス契約に関する重要事項説明書

契約者及び連帯保証人(以下、「お客様」という。)と締結する賃貸保証サービス契約(以下、「本契約」という。)の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただく為にご確認いただきたい事項を、この「賃貸保証サービス契約に関する重要事項説明書」に記載しております。ご契約前に一読の上、ご契約いただきますようお願い致します。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではございません。ご契約内容の詳細につきましては、別紙本契約書記載の各条項をご確認ください。

1、保証会社の商号又は名称、住所、連絡先

商号又は名称	株式会社 えきまえ保証
本社所在地	福岡県久留米市東櫛原町2851-1 駅前不動産本社ビル3階
商号又は名称	株式会社 プラスジャパン
本社所在地	東京都中央区日本橋浜町2丁目16番5号 東味ビル5階
商号又は名称	株式会社 CAPCO AGENCY <カプコ エージェンシー>
本社所在地	愛知県名古屋市中区丸の内2丁目1番37号 エスパシオ丸の内4階
商号又は名称	ニッポンインシュア株式会社
本社所在地	福岡県福岡市天神2丁目14番2号 福岡証券ビル7階

2、本契約により賃貸人に保証される範囲及び内容

保証の範囲	本契約に記載された家賃、管理費、共益費、駐車場料金等(以下「賃料等」という。)の滞納分など本契約書記載の内容となります。
保証限度額	本物件が住居専用物件の場合、賃料等の24ヶ月分となります。

3、保証委託料、保証期間及び更新に関する事項

保証委託料	以下の初回保証委託料及び年間保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。 初回保証委託料：賃料等の50%(連帯保証人有)・80%(連帯保証人无) 年間保証委託料：10,000円 ※原契約が定期借家契約の場合には、保証期間は原契約の期間満了までとし、同条件で再度契約が締結された場合にも、保証会社は別途初回保証料を請求いたします。 ※本契約が期間途中において終了した場合であっても、初回保証委託料及び年間保証委託料の返金は応じかねますので、ご了承ください。
保証期間及び更新	保証期間は1年とし、保証期間の満了日後においても賃貸借契約(以下「原契約」という。)が存続する場合には、本契約の保証期間は1年毎に更新されるものとし、以後の保証期間の満了日においても同様となります。

4、弁済に係る求償権行使について

求償権行使	賃料等の一部でも履行を遅延したときは、保証会社は保証債務の履行前であっても求償権を行使いたします。
求償額の内容	保証会社が乙に対し求償権又は事前求償権を行使したときは、弁済額及び以下の金員を合わせてご請求させていただきます。 ①弁済日の翌日から支払済みに至るまで年14,6%の割合による遅延損害金(その年の日数の日割り計算とする) ②コンビニ収納代行サービス1回あたり600円(消費税別途)を利用して弁済した場合に発生するコンビニ収納事務手数料金